

令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（食品の安全確保推進研究事業）  
総括研究報告書

食品添加物の指定等手続きの国際整合に資する研究

研究代表者 窪崎 敦隆 国立医薬品食品衛生研究所

研究要旨

我が国では、要請資料（食品添加物の指定や使用基準改正の要請に際し、要請者が有効性、安全性等に関する資料を添えた要請書）を作成して厚生労働省へ提出することになっている。厚生労働省は、2014年に要請者が容易にかつ的確に要請資料を作成できるように、「食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引（以下「手引」という。）」を通知し、要請資料の作成等の支援に寄与する組織として、食品添加物指定等相談センター（FADCC）を設立した。現在、2014年の取組みにより食品添加物の指定手続きは円滑に行われているが、内閣府食品安全委員会の「添加物に関する食品健康影響評価指針」が改訂されたこと、国内外での手続きの差異等を踏まえた記載内容への手引の更新が必要との指摘があること、日EU経済連携協定等の貿易協定の締結により食品添加物の指定等の要望が増大していること、欧州において食品添加物等のリスク評価の透明性向上の取組が進められていることなどから、我が国の指定手続きの更なる最適化を進めることが急務となっている。そこで、本研究では、我が国における食品添加物の指定等に関する要請資料作成の実態及び国際的なリスクアナリシスの動向を踏まえ、手引及びその英語版の改正案を作成することで、更なる食品添加物指定等手続きの公平性と透明性を深化させ、国内外における信頼性を向上させることを目的としている。本年度（令和5年度）は、「FADCCにおける相談業務の透明化に資する資料作成」に加え、「国内外の申請手続きの比較整理」と「手引の改正草案の作成」を行った。

まず、我が国における食品添加物の指定等要請の手続きや要請資料作成過程の透明性を高めることを目的に、「食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引」の解説資料として、概要書作成に関する基本的な留意点や成分規格案作成の手順をまとめた「手引注解」の作成を試みた。食品安全委員会では4種類の評価指針を公表しているが、そのうち本年度は「添加物に関する食

品健康影響評価指針」に着目し作業を進めた。手引注解の基本的な構成は、要請資料全体に関する注解である「全体的な注意」と、概要書作成に関する注解である「Ⅰ．添加物の概要」、「Ⅱ．有効性」、「Ⅲ．安全性」、「Ⅳ．一日摂取量」及び「Ⅴ．引用文献」とすることを目指しているが、本年度は「Ⅴ．引用文献」を「全体の注意」に含めて作成した。また、概要書の根拠資料のための資料作成及び英文化を行うとともに、FADCC のホームページの更新を行った。

次に、国内外の申請手続きの比較として摂取量推計に着目し、欧州の食品分類記述体系である「The food classification and description system (FoodEx2)」に基づいた欧州の公開解析ツール「DietEx」について、実際の使用方法について検証を行った。DietEx は、包括的欧州食品消費データベースの個人消費データを用いて、食品添加物を含む食品中の様々な物質の摂取量を推定するためのツールであり、利用者が興味のある食品中の物質の推定濃度の入力値を変更することが出来ることから、使い勝手の良い仕様となっていた。取りまとめた使用方法が正しいことを確認するために、DietEx を実際に用いたと言及している論文に記載されていた結果を用いることで再現の検証ができた。

さらに、手引の改正案の作成に向けて、要請資料に含まれる概要書が食品安全委員会の評価書や厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会の部会資料作成時の基礎資料となることを踏まえ、評価書及び部会資料の構成を整理した。手引の改正案に従って記載される概要書が、これまで以上に作成及び利活用が容易なものとなるように、その構成について検討を行い、その新しい構成案に合わせて手引の構成を変更することとした。継続性の観点から、現在の手引の文言を生かしながら、「実例」の記載を整理するなど時代に即した修文を加えることで「手引の改正草案」を完成させた。

本研究は、協力研究者である FADCC の相談員への聞き取り等を行うことや食品添加物の指定及び使用基準改正に関する要請資料作成に関連する諸外国の動向に関する調査を行うことで、国内外及び周辺環境の詳細な実態を把握する計画であり、本研究の成果物である手引の改正案は、食品衛生基準行政の施策に直接反映させることができる。また、FADCC における要請資料作成工程を可視化したり、手引の改正案の英語版を公表したりすることで、我が国の食品添加物の指定等手続きの透明性を高め、食品安全行政における取組みの整合性や公平性を確保し、国内外における信頼性を向上させることが期待できる。

#### 研究分担者

佐藤恭子 国立医薬品食品衛生研究所  
食品添加物指定等相談センター  
相談員

#### 協力研究者

西沢元仁 国立医薬品食品衛生研究所  
食品添加物指定等相談センター  
センター長

小島 肇 国立医薬品食品衛生研究所  
食品添加物指定等相談センター  
相談員

田端節子 国立医薬品食品衛生研究所  
食品添加物指定等相談センター  
相談員

根本 了 国立医薬品食品衛生研究所  
食品添加物指定等相談センター  
相談員

林 新茂 国立医薬品食品衛生研究所  
食品添加物指定等相談センター  
相談員

丸山若重 国立医薬品食品衛生研究所  
食品添加物指定等相談センター  
相談員

本研究総括報告書は、分担研究報告書から選択した研究内容を、原文に忠実に抽出するとともに再構成することによって作成されている。よって、詳細は各分担報告書によりご確認いただきたい。

#### A. 研究目的

我が国では、食品添加物の指定や使用基準改正の要請に際し、要請者が有効性、安全性等に関する資料を添えた

要請書（以下「要請資料」という。）を作成して厚生労働省へ提出することになっている。厚生労働省は、2014年に要請者が容易にかつ的確に要請資料を作成できるように、「食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引（以下「手引」という。）」を通知し、要請資料の作成等の支援に寄与する組織として、食品添加物指定等相談センター（以下「FADCC」という。）を設立した。現在、2014年の取組みにより食品添加物の指定手続きは円滑に行われているが、内閣府食品安全委員会の「添加物に関する食品健康影響評価指針」が改訂されたこと、国内外での手続きの差異等を踏まえた記載内容への手引の更新が必要との指摘があること、日EU経済連携協定等の貿易協定の締結により食品添加物の指定等の要望が増大していること、欧州において食品添加物等のリスク評価の透明性向上の取組が進められていることなどから、我が国の指定手続きの更なる最適化を進めることが急務となっている。そこで、本研究は、我が国における食品添加物の指定等に関する要請資料作成の実態及び国際的なリスクアナリシスの動向を踏まえ、手引及びその英語版の改正案を作成することで、更なる食品添加物指定等手続きの公平性と透明性を深化させ、国内外における信頼性を向上させることを目的とする。

本研究では、「リスク評価の透明性向上に関する国際的な動向の把握」に加え、「FADCCにおける相談業務の実態

調査)、摂取量推計など「国内外の申請手続きの比較整理」等を行うことで、FADCC が助言を行う要請資料作成工程の透明性の向上に資する情報発信案を1年ごとに作成するとともに、本研究期間内に手引の改正案及びその英語版の改正案を完成させる計画である。

## B. 研究方法

### B-1. FADCC における相談業務の透明化に資する資料作成

#### B-1-1. 手引注解の作成

平成 26 年に通知された手引を基本とし、令和 3 年に改正された食品安全委員会の 4 種類の評価指針、令和 4 年に改正された厚労省指針、国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部のホームページ上で公開されている「食品添加物の成分規格作成の解説」、第 9 版食品添加物公定書及び令和 6 年 2 月に公表された第 10 版食品添加物公定書を参考に、手引注解を作成した。

#### B-1-2. 概要書の根拠資料のための資料作成及び英文化

これまでに提出された概要書に添付されていた成分規格案の試験成績等の報告書の問題点を検討し、試験報告書への記載事項を作成するとともに、その英文化を行った。さらに、ホームページの更新を行い、これらを公開した。

### B-2. 国内外の申請手続きの比較整理

1年目に整理した「食品中の化学物

質のリスク評価の原則と手法 (EHC240)」の第 6 章「Dietary Exposure Assessment of Chemicals in Food」や欧州の食品分類記述体系である「The food classification and description system (FoodEx2)」の基礎情報に基づいて、FoodEx2 を用いた欧州の公開解析ツール「DietEx」を実際に使用する方法について整理した。

### B-3. 手引の改正草案の作成

1年目に収集した欧州の「フードチェーンにおける EU のリスク評価の透明性及び持続可能性に関する欧州議会及び理事会規則 REGULATION(EU) 2019/1381」の施行に伴う食品添加物の使用許可申請手続きの変更点や国際標準化機構 (International Organization for Standardization; ISO) での規格の要求事項の記載等の情報を参考にしつつ、我が国の内閣府食品安全委員会や厚生労働省が公表している指針及び審議資料を収集・整理したうえで、手引の改正草案を作成した。

## C. 研究結果

### C-1. FADCC における相談業務の透明化に資する資料作成

#### C-1-1. 手引注解の作成

手引注解の基本的な構成は、要請資料全体に関する注解である「全体的な注意」と、概要書作成に関する注解である「I. 添加物の概要」、「II. 有効性」、「III. 安全性」、「IV. 一日摂取量」、「V. 引用文献」とした。

概要書の記載のうち、安全性については、厚労省指針において、評価指針を参照することとされている。一般の添加物、香料、酵素、栄養成分関連添加物の評価指針において、必要とされる資料が一部異なっているため、それらに合わせ、概要書の構成は、特に安全性に関する部分が少しずつ異なる。そこで、Ⅰ～Ⅳについては、一般の添加物、香料、酵素及び栄養成分関連添加物に対応するものをそれぞれ作成することとし、今年度は、一般の添加物について整備を行った。また、Ⅴの「引用文献」については、早めに注解を公表する必要があることから、当面の間、「全体の注意」に含めることとした。

今年度は、下記の手引注解を作成し、公開した。

- ・ Ⅰ-1. 添加物の概要 (1)
- ・ Ⅰ-2. 添加物の概要 (2)
- ・ Ⅱ. 有効性
- ・ Ⅲ. 安全性、Ⅳ. 一日摂取量
- ・ 【別添】情報検索の案内 (1)
- ・ 【別添】食品健康影響評価の考え方
- ・ 【別添】安全性試験を新たに実施する場合の注意事項

#### C-1-1-1. 全体的な注意

手引注解は、「手引」に注解を加えるものであるが、「全体的な注意」には、手引では触れられていない、食品添加物の指定等までの流れや食品添加物の指定制度についての説明も含まれ

ている。また、要請資料（要請書、添付資料（成分規格案、使用基準案、概要書、引用文献等）については、適宜、図式や記載例等を示した。概要書については、これまでの相談で共通して指摘してきた点を「概要書作成の留意点」、「記述の関する留意点」として記載した。

なお、手引には概要書の様式として別添3が示されているが、これまでの相談では、概要書が別添3の様式を用いて作成されていても、何が要請の対象なのかが曖昧な場合や、要請の目的が指定なのかあるいは改正なのかがはっきりしない場合があった。そこで、はじめに、どのようなものについて、何を要請したいのかを記載することが重要と考え、新たに「序」の項を設けた。また、食品添加物の指定等要請では、使用方法が重要となることがあり、これまでも要請者が必要と考える場合には、概要書に記載されてはいたが、要請者によって記載場所が異なるため、わかりにくかった。そこで、新たに「使用方法」という項目を設けた。引用文献については、要請者によってとらえ方が異なることがあったため、どのような資料を引用文献として扱うのか、またその優先順位などを示した。また、引用箇所にはマーキングすることや、Webサイトでの検索結果を文献とする場合や法令通知を引用する場合の注意事項、引用文献一覧の記載例を示した。

なお、食品添加物の指定等要請の相談では、令和4年度より、ステージ

ート方式及びチェックシートを活用しており ([https://www.nihs.go.jp/dfa/FADCC/dfa\\_fadccsite/002\\_stage\\_gate.htm](https://www.nihs.go.jp/dfa/FADCC/dfa_fadccsite/002_stage_gate.htm))、要請者には、概要書の作成の前に、要請の対象の食品添加物（要請品）に関する資料を集めることをお願いしている。そのため、指定等の要請の際には、要請品が一般の添加物（加工助剤、母乳代替食品用添加物を含む）、香料、酵素、栄養成分関連添加物のいずれに当たるかは明らかになっていることから、添加物の4つの分類についての説明は含めていない。

#### C-1-1-2. 加工助剤と母乳代替食品用添加物の取り扱いについて

一般の添加物には、「加工助剤」と「母乳代替食品用添加物」が含まれている。手引注解には、添加物の種類の説明は含めないとしたが、「添加物に関する食品健康影響評価指針」で評価の対象となる「加工助剤」は、食品への表示が免除される「加工助剤」の定義に該当するもののうち、不純物、副生成物又は分解物を含めた一日摂取量の推計が可能なもののみであり、さらに、推定摂取量区分によって必要とされる毒性等試験結果が異なる。また、「母乳代替食品用添加物」の指定を要請する場合には、概要書、特に「Ⅲ. 安全性に関する知見」の記述には、注意が必要である。そこで、概要書作成における「加工助剤」や「母乳代替食品用添加物」について説明するため、他の手引注解とは別に、それらの取り扱いに関する手引注解を作成した。

#### C-1-1-3. 添加物の概要

概要書の「Ⅰ. 添加物の概要」には、以下のものが含まれる。

序

1. 名称及び用途
2. 起源又は発見の経緯
3. 国内外における使用状況
4. 国際機関等における安全性評価
5. 物理化学的性質
6. 使用基準案
7. その他

添加物の概要は、項目順に注解を示すこととしたが、全ての注解を1つのファイルとすると、長くなりすぎるため、2つのファイルとし、「Ⅰ-1. 添加物の概要 (1)」で1~4を、「Ⅰ-2. 添加物の概要 (2)」で5~7を扱った。

#### C-1-1-4. 有効性

概要書の「Ⅱ. 有効性に関する知見」には、以下のものが含まれる。

1. 食品添加物としての有効性及び他の同種の添加物との効果の比較
2. 食品中での安定性
3. 食品中の主要な栄養成分に及ぼす影響

有効性に関する知見では、試験データを用いて、添加物としての有効性について、具体的かつ定量的に説明する。データは、自ら取得しても、試験機関に依頼して取得してもよく、既に公開済みの学術論文や公的機関の報告書、評価書等の信頼性のある資料を活用することもできるが、その場合も、データを示すことに変わりはない。なお、有効性に関する知見の例の参考とな

る Web サイトも示した。

#### C-1-1-5. 安全性及び一日摂取量

概要書の「Ⅲ. 安全性に関する知見」には、以下のものが含まれる。

1. 体内動態試験
2. 毒性試験
3. ヒトにおける知見

以上のうち、2. 毒性試験は、7つの小項目があるが、「Ⅳ. 一日摂取量の推計及び考察」には、小項目がないことから、手引は、ⅢとⅣを合わせて作成した。

「手引注解Ⅲ、Ⅳの構成と注意点」では、本注解で説明する内容についての説明と概要書記載に当たっての注意点を記載している。なお、「加工助剤」及び「母乳代替食品用添加物」は一般の添加物に含まれるが、別の手引注解で説明することとし、現在、準備中である。また、必要な試験結果がなく、新たな試験を実施する場合には、「手引注解 安全性試験を新たに実施する場合の注意事項」を参照することとしている。

#### C-1-1-6. 【別添】情報検索の案内(1)

情報検索の案内(1)は、手引注解 I-1 中に緑字で示した箇所に対応した情報検索等のリンク先や検索方法について、案内している。なお、情報検索の案内(2)では、手引注解 I-2、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの情報検索等のリンク先や検索方法について案内する。

#### C-1-1-7. 【別添】食品健康影響評価の

#### 考え方

食品健康影響評価の考え方では、添加物の食品健康影響評価の考え方の根幹である、NOAEL 決定、ADI 設定、リスク判定、留意事項について説明している。なお、食品健康影響評価の考え方は、手引注解 Ⅲ. 安全性、Ⅳ. 一日摂取量の中で参照されている。

#### C-1-1-8. 【別添】安全性試験を新たに実施する場合の注意事項

評価指針に定められた毒性試験結果が調査しても見つからない場合、新たに試験を行う必要がある。その場合に遵守すべき注意事項を示した。なお、安全性試験を新たに実施する場合の注意事項は、手引注解 Ⅲ. 安全性、Ⅳ. 一日摂取量の中で参照されている。

#### C-1-2. 概要書の根拠資料のための資料作成及び英文化

##### C-1-2-1. 試験報告書への記載事項

ステージゲート方式では、概要書の作成に入る前のステージ、すなわち、ステージ2において、概要書作成に必要な資料(引用文献)を揃えておく必要がある。つまり、成分規格案の設定に必要な試験法の検証データ及び試験成績並びに食品中の食品添加物の分析法の検証結果もステージ2で必要となる。これまでの相談案件では、報告書の内容が不十分なものが多くあったため、FADCCでは、4つの試験報告書(「純度試験等に用いる試験法の検証」の試験報告書、「試験成績」報告書、「食品中の食品添加物の分析法の

検証」の試験報告書、「酵素活性測定法の検証」の試験報告書、)への記載事項を作成した。なお、試験報告書への記載事項に示した記載例は、報告書作成の参考として、記載の一例を示したものであり、他により適切な記載方法がある場合には必ずしもこの記載例の通りである必要はない。また、海外への情報発信のため、4つの試験報告書への記載事項の英文化を行った。

#### C-1-2-2. 概要書テンプレート

概要書テンプレートについては、昨年度まではFADCCで作成したものを要請者にお送りしていたが、要請資料作成過程の透明性を高めるため、ホームページで公開することとした。4種類の概要書テンプレートを資料3に示す。なお、概要書は日本語で記載することが定められているため、方針として概要書テンプレートの英文化は行わないこととした。

#### C-1-2-3. 手引注解

手引注解は、作成したものから、ホームページで公開した。また、全体的な注意については、海外への情報発信のため、英文化を行い、公開した。

#### C-1-2-4. 概要書テンプレート

手引注解等を公開するに当たり、ホームページの修正を行った。

### C-2. 国内外の申請手続きの比較整理

国内外の申請手続きの比較として摂取量推計に着目し、欧州の食品分類

記述体系であるFoodEx2に基づいた欧州の公開解析ツール「DietEx」について、実際の使用方法について検証することとした。DietExは、包括的欧州食品消費データベースの個人消費データを用いて、食品中の様々な物質（化学物質、汚染物質、タンパク質、新規食品成分等）の摂取量を推定するためのツールであり、利用者が興味のある食品中の物質の推定濃度の入力値を変更することが出来ることから、使い勝手の良い仕様になっていた。DietExの分析結果については、「Analysis summary」、「Consumers only」、「Whole population」及び「Food percentual contribution」を表示できた。使用方法が正しいことを確認するために、DietExを実際に用いた論文(EFSA J., 21(4)e07903(2023))で報告されている数値で検証を行った結果、再現することができた。

### C-3. 手引の改正草案の作成

#### C-3-1. 参考資料の整理

要請資料のうち要請品の詳細情報を記載した「概要書」は、内閣府食品安全委員会の評価書や厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会の部会資料作成時の基礎資料となることから、手引の改正草案を検討するために、関連資料を収集した。

#### C-3-2. 審議資料項目の整理

本研究において「手引 H26」を改正して作成される「手引の改正版」に従

って記載される概要書は、これまで以上に概要書の関係者全員にとって有益であることが望ましいと考えた。ここでは、関係者を「厚生労働省」、「食品安全委員会」、「要請者」及び「FADCC」と考え、目指すべき有益性についてまとめた。

さらに、「概要書の利用者」の有益性のため、これまで以上に利活用が容易になる概要書の構成を検討することとした。基礎資料として2021年5月から2023年7月までに審議資料として公表された7つの食品添加物「ポリビニルアルコール」、「L-システイン塩酸塩」、「フィチン酸カルシウム」、「硫酸銅」、「L-酒石酸カルシウム」、「フェロシアン化カリウム」及び「炭酸水素カリウム」について食品安全委員会の評価書及び薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会の部会報告書の構成について整理を行った。その結果、これらの審議資料が統一した構成になっていることが分かった。

### C-3-3. 概要書の構成案

厚生労働省「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」と食品安全委員会の「添加物に関する食品健康影響評価指針」を踏まえつつ、「概要書の確認者」にとって読みやすく、「概要書の記載者」にとって書きやすい概要書の構成案について、取りまとめた。その結果、評価書及び部会報告書の項目がまとまっており、容易に利活用できる構成となっていることが明らかとなった。本構成のうち、部会報告書

の「6. 食品安全委員会における評価結果」と「7. 摂取量の推計」は概要書の記載をそのままを利活用するのではなく、食品安全委員会の評価書における「II. 安全性に係る知見の概要」の「1. 体内動態」、「2. 毒性」及び「3. ヒトにおける知見」並びに「III. 一日摂取量の推計等」の「1. 現在の摂取量」及び「2. 使用基準改正後の摂取量」の記載を踏まえて、厚生労働省で記載する項目である。一方、本構成案の「V. 食品中の食品添加物の分析法及び安定性に関する知見」の「1. 食品中の分析法に係る知見」は、評価書と部会報告書の項目として直接的には活用されていない。しかし、本項目は、厚生労働省において成分規格案を作成するにあたり必要不可欠な項目であるため、引き続き概要書に記載を求めることが重要であると考えた。

概要書の構成案と「手引 H26」の構成を比較した結果、改正する手引を概要書の構成案に従った記載順にするには、「手引 H26」の記載順を変更する必要があるが、項目をまとめて再構成することで対応が可能であると判断できた。また、継続性の観点から、「手引の改正版」は「手引 H26」の文言を可能な限り活用する方針とした。一方、「手引 H26」では、作成当時の状況を踏まえ、多くの「実例」が記載されていたが、これまでに審議資料として使用された概要書が食品安全委員会のホームページで公表されており、容易に参照することができることから、「手引の改正版」からは「実例」を削

除することとした。

#### C-3-4. 手引の改正草案の作成

具体的な手引の改正草案作成に向けて、「手引 H26」の「実例」を除く全ての文章を抽出し、表にまとめた。「手引 H26」からの具体的な修正項目は以下である。

1. 平成 26 年当時から変更となっている事項を反映させるため、修正点を赤字で記載、又は削除を行った。
2. 「実例」など記載例を削除することとし、修正案欄に灰色を付けた。
3. 「手引 H26」において、国内外の情報の収集方法の記載が多く再編成が必要のため、手引の改正草案の段階では記載を削除することとし、修正案欄に薄青を付けた。
4. 手引の改正案を作成するにあたり、諸外国では「概要書に記載すべき内容」と「必要であれば概要書に書くことができる内容」について、我が国よりも明確に書き分けられていることを参考に、「手引 H26」に用いられている「望ましい」、「～ことができる」及び「原則として」の表現が曖昧な意味となっている可能性があるため、修正案欄の該当箇所を下線付き赤字とした。加えて、「等」についても、その必要性を検討する必要があると考え、修正案欄の該当箇所を下線付き赤字とした。修正文案については、今後の検

討課題とすることとした。

5. 留意点として記載されていることが、「概要書に記載すべき内容」であるか「必要であれば概要書に書くことができる内容」であるかが不明瞭であることから、一律に「要請資料に記載すべき内容」として整理することとした。今後、「必要であれば書くことができる内容」については、新しく作成する「注記」の項目に記載することとした。また、(留意点)の項目欄は削除し、修正案欄に灰色を付けた。

6. 引用記載については、今後も、引用元の表現が変更になることから、「準ずる」とするか、書き下すこととした。

以上の改正を行った「手引 H26 からの修正案」を概要書の構成案に従って順番を並べ替えて、手引の改正草案として完成させた。

#### D. 考察

本研究は、協力研究者である FADCC の相談員への聞き取り等を行うことや食品添加物の指定及び使用基準改正に関する要請資料作成に関連する諸外国の動向に関する調査を行うことで、国内外及び周辺環境の詳細な実態を把握する計画であり、本研究の成果物である手引の改正案は、厚生労働行政の施策に直接反映させることができる。また、FADCC における要請資料作成工程を可視化したり、手引の改

正案の英語版を公表したりすることで、我が国の食品添加物の指定等手続きの透明性を高め、食品安全行政における取組みの整合性や公平性を確保し、国内外における信頼性を向上させることが期待できる。実際、本年度（令和5年度）は現在の手引を詳細に解説した「手引注解」を取りまとめ、FADCCのホームページ上で公表を進めており、成果物の実用が始まっている。

さらに、平成31年2月1日に発効した日EU・EPAにおける衛生植物検疫措置（SPS）に関する専門委員会において食品添加物が議題に挙がり、厚生労働省での対応が求められたことから、本研究成果は対処方針案作成等の基礎資料としても活用できると考えられる。令和5年12月7日から2日間開催された第5回会合において、食品添加物に関して、会合中に提起された問題を引き続き意見交換することで同意された。欧州からは、我が国における食品添加物の指定等の手続きが不透明であることを指摘されており、我が国の手続きが公正であることを、的確かつ合理的に説明できるようにするため、透明性向上にかかる資料をFADCCのホームページにて公表するとともに、欧州への説明に活用可能な資料として厚生労働省に提出した。

#### **E. 健康危険情報**

該当なし

#### **F. 研究発表**

該当なし

#### **G. 知的財産権の出願・登録状況**

該当なし